

# 参考：総務省地場産品基準

総務省が定める「**地場産品基準**」に準じた返礼品は、以下の**いずれかに該当**するもの。

- 1 日向市内において**生産**されたものであること。
  - 2 日向市内において返礼品等の**原材料の主要な部分が生産**されたものであること。
  - 3 日向市内において返礼品等の**製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じている**ものであること。ただし、当該工程が**食肉の熟成又は玄米の精白である場合には、宮崎県内において生産されたものを原材料とするものに限る**こととする。また、当該工程が製造等ではなく製品の企画立案や商品設計、研究開発等である場合には、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が日向市内で生じている旨の証明がなされたものに限ることとする。
  - 4 日向市内において生産されたものであって、**近隣の他の市区町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）**であること。
  - 5 **日向市の広報の目的で生産された日向市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ**その他これらに類するものであって、**形状、名称その他の特徴から日向市の独自の返礼品等であることが明白**なものであること。
  - 6 **前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するもの**であって、**当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上**であること。
  - 7 **日向市内において提供される役務**その他これに準ずるものであって、**当該役務の主要な部分が日向市に相当程度関連性のあるもの**であること（宿泊を除く）。
- 7の2（宿泊） **日向市内に所在する宿泊施設**であって、**宮崎県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するものにおける宿泊の提供に係る役務**であること（フランチャイズチェーン等の方式により、宮崎県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く）。
- 7号の3イ（五万以下宿泊） **日向市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務**であって、前号に該当しないもののうち、当該**役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えない**もの。
- 7の4（電気） 日向市内において**地域のエネルギー源により発電された電気**であること。
- セット **前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品**であること。